

協議第26号

社会教育関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-20 社会教育関係事業の取扱い
<p>1 生涯学習推進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 成人式については、新町において調整する。</p> <p>3 高齢者学級については、新町において調整する。</p> <p>4 町村指定文化財については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5 図書館(室)については、幕別町図書館を新町の本館とし、札内分館及び忠類村の図書室をそれぞれ分館とする。</p> <p>6 移動図書館については、合併時に再編する。</p> <p>7 学校開放事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、許可対象については、<u>忠類村の例により、合併時に統合する。なお、事業内容については、新町において調整する。</u></p> <p>8 町村民体育祭については、事業のあり方について、合併時まで調整する。</p> <p>9 国際交流員については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、職務及び定員については、新町において調整する。</p> <p>10 スポーツ表彰及び文化表彰については、幕別町の例により、合併時に統合する。</p>	

「協議第26号 社会教育関係事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22-20 社会教育関係事業の取扱い	
	決定済	再提案
調整の内容	1～4 略 5 図書館(室)については、幕別町図書館を新町の本館とし、 札内分館並びに更別村及び忠類村の各図書室をそれぞれ分館と する。 6 略 7 学校開放事業については、現行のとおり新町に引き継ぐもの とする。ただし、 <u>事業内容及び許可対象については、新町にお いて調整する。</u> 8及び10 略	1～4 略 5 図書館(室)については、幕別町図書館を新町の本館とし、 札内分館及び忠類村の図書室をそれぞれ分館とする。 6 略 7 学校開放事業については、現行のとおり新町に引き継ぐもの とする。ただし、 <u>許可対象については、忠類村の例により、合 併時に統合する。なお、事業内容については、新町において調 整する。</u> 8及び10 略

4

区分	現況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
図書館(室)	【図書館】 ・名称 幕別町図書館 ・面積 建物 1,375㎡ 敷地 4,200㎡	【図書室】 ・名称 忠類村ふれあいセンター福寿図書室 ・開設場所 忠類村ふれあいセンター福寿内 ・面積143㎡(図書室のみ)	幕別町図書館を新 町の本館とし、札内分 館並びに更別村及び 忠類村の各図書室を それぞれ分館とする。	幕別町図書館を新 町の本館とし、札内分 館及び忠類村の図書 室をそれぞれ分館と する。

区分	現況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
図書館(室) (つづき)	<p>【図書館分館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 幕別町図書館札内分館 ・開設場所 百年記念ホール内 ・面積 419m²(分館のみ) ・開館時間 10時～18時 毎週木曜日のみ札内分館10時～20時 ・休館日 毎週火曜日(国民の祝日に関する法律に規定された休日の場合は翌日) 毎月末日 年末年始(12月30日～1月5日) 特別図書整理日(年1回1週間以内) ・貸出及び返却 個人 一人5冊以内、14日以内(移動図書館車で貸出は、次の巡回日まで) 団体 1団体100冊以内、2カ月以内 ・蔵書冊数 174,552冊(平成15年度末現在) ・貸出冊数 156,332冊(平成15年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・開室時間 10時～21時 ・休室日 毎週月曜日(国民の祝日に関する法律に規定された休日の場合は翌日) 年末年始(12月31日～1月5日) ・貸出及び返却 個人 一人5冊以内、10日以内 団体 規定なし ・蔵書冊数 16,224冊(平成15年度末現在) ・貸出冊数 5,949冊(平成15年度) 		

区分	現況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
学校開放事業	<p>・開放施設</p> <p>体育館及びグラウンド 幕別小学校、札内南小学校、幕別中学校、糠内中学校、札内中学校、札内東中学校 札内中学校のグラウンド照明設備を含む。</p> <p>体育館、グラウンド及びスケートリンク 糠内小学校、古舞小学校、駒畠小学校、明倫小学校、途別小学校、白人小学校、札内北小学校 その他に、文化事業（地域住民が行う文化的活動）のために、各小中学校の校舎も開放している。</p> <p>・事業内容</p> <p>スポーツ事業 地域住民等が行うスポーツ及びレクリエーション活動のため開放する事業</p> <p>ア. 屋内運動場 月～金曜日（祝祭日を除く） 19時～21時</p> <p>イ. 屋外施設 月～金曜日（祝祭日を除く） 5時～7時 （札内中学校は19時～21時も開放）</p>	<p>・開放施設</p> <p>体育館及びグラウンド 忠類小学校、忠類中学校 忠類小学校のグラウンド照明設備を含む。</p> <p>・事業内容</p> <p>スポーツ事業 団体が行うスポーツ及びレクリエーションのため開放する事業</p> <p>ア. 平日 17時～22時 イ. 土曜日 14時～22時 ウ. 日曜・祝祭日 9時～22時</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、<u>事業内容及び許可対象については、新町において調整する。</u></p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、許可対象については、<u>忠類村の例により、合併時に統合する。なお、事業内容については、新町において調整する。</u></p>

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
学校開放事業 (つづき)	<p>文化事業 地域住民等が行う文化的活動のため 開放する事業</p> <p>ア.校舎・屋内運動場 月～金曜日(祝祭日を除く) 19時～21時</p> <p>・許可対象 幕別町に在住、在勤又は在学する者10 名以上が構成する地域住民等で、かつ、 監督者としての成人が含まれていること</p>	<p>・許可対象 忠類村民で5人以上の団体(グルー プ)を構成し、かつ、当該団体に監督者 としての成人が含まれること</p>		